

知多市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 7 号

知多市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知多市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 4 5 年知多市条例第 2 0 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

第 2 条 知多市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を別紙 2 のとおり改正する。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。



改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果並びに失職の特例</u>に関し規定することを目的とする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間が経過したとき、又は第1項の規定による休職期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。ただし、<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至つたときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(失職の特例)</u></p> <p>第7条 任命権者は、<u>過失による事故に係る罪により禁錮刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に<u>基き</u>、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定による休職の期間が経過したとき、又は第1項の規定による休職期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。ただし、<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至つたときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p><u>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。</u></p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、過失による事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第7条 任命権者は、過失による事故に係る罪により<u>禁錮刑</u>に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 (略)</p>